

# 窓口業務・届出・証明

## 延長窓口

市役所では、一部の部署で、毎週火曜日に午後7時まで業務の一部を延長して行っています。詳しくは、お問い合わせください。

### ■窓口を延長している部署

- ・市民課 ☎(32)8896
- ・社会福祉課 ☎(32)8900
- ・高齢福祉課 ☎(32)8904
- ・健康増進課 ☎(32)8905
- ・こども福祉課 ☎(32)8903
- ・税務課 ☎(32)8893
- ・会計課 ☎(32)8913

## 休日の戸籍届出

市民課 ☎(32)8897

### ■取扱時間

休日(土日、祝日、年末年始)  
午前8時30分～午後5時

### ■取扱窓口 市役所

■取扱業務 出生届・婚姻届・死亡届等の受領、埋火葬許可証の交付  
※夜間は石橋消防署で受領(死亡届を除く)します。

## コンビニ交付

市民課 ☎(32)8896

コンビニで住民票の写し等の証明書を取得することができます。サービスを利用するには、登録をしたマイナンバーカードまたは住民基本台帳カードと暗証番号(数字4ケタ)が必要です。

### ■設置場所

全国のセブンイレブン、ファミリーマート、ローソン、ミニストップの店舗及び市役所1階のマルチコピー機  
※マルチコピー機を設置していない店舗等では利用できません。

### ■取得できるもの

個人の住民票の写し、世帯全員  
の住民票の写し、印鑑証明書

### ■手数料

1通200円

### ■時間

午前6時30分～午後11時  
(メンテナンス日を除く)

## 広域交付

市民課 ☎(32)8896

広域交付を利用すると、宇都宮市、上三川町、壬生町でも、下野市の住民票の写しや戸籍の全部・個人事項証明書(謄本・抄本)の交付を受けることができます。

### ■利用できる方

**住民票の写し** 2市2町内に住民登録のある方で、証明の対象となる方ご本人、または証明の対象となる方と同一世帯の方

### ■戸籍の全部・個人事項証明書

2市2町内に住所登録と本籍のある方で同一戸籍の方

### ■受付日時

月～金曜日(祝日は除く)  
午前8時30分～午後5時15分  
(延長窓口では交付できません)

### ■受付場所

2市2町の証明書発行窓口

### ■必要なもの 身分証明書

### ■手数料

各市町の条例に定めた金額

## 住所の異動のときは

市民課 ☎(32)8896

住所を移すときには、住民異動届を提出してください。窓口で手続きする方の本人確認を行っています。官公署発行の身分証明書(運転免許証等)をお持ちください。同じ世帯以外の方が届出をするときには委任状が必要です。

届出事項	必要なもの	注意事項
転入届	【市外⇒下野市】 届出人の印鑑、転出証明書、年金手帳、マイナンバーカード、住民基本台帳カード 【国外から転入された方】 パスポート、戸籍謄本、戸籍の附票、印鑑、入国した日付がわかるもの	転入された日から14日以内に届出をしてください。国民健康保険に加入する方は申し出てください。
転出届	【下野市⇒市外】 届出人の印鑑、マイナンバーカード、印鑑登録証、国民健康保険証、介護保険証	転出証明書を発行しますので、転出先に移ってから14日以内に転入届を済ませてください。転出先の住所、世帯主を確認してから届出をしてください。
転居届	【下野市⇒下野市】 届出人の印鑑、国民健康保険証、介護保険証、後期高齢者医療保険証、マイナンバーカード	転居した日から14日以内に届出をしてください。世帯の状況に変更があった場合は、世帯主変更届や世帯合併・世帯分離等の届出をしてください。